

報告 1 八木山地内の特定空家等に対する略式代執行の実施結果について

八木山地内の特定空家等について、下記のとおり略式代執行を行った。

1 施行期間

令和 3 年 11 月 29 日から令和 4 年 1 月 12 日まで

2 施行場所

富山市八木山字大門割 175 番 1

3 施行結果

特定空家等の全部除却



代執行前



代執行後

4 今後の扱い

跡地に抵当権者がいることから抵当権の執行による債権回収を促す等の方法により、適切な跡地管理がなされるように努める。

また、代執行の実施費用は可能な範囲での回収を目指す、他の債権の先取順位や地価から困難が予想される。